

東成区発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度SNS等における人権侵害に関する啓発冊子の企画、制作及び印刷業務委託	デザイン企画印刷	株式会社ブンカ	1,548,800 円	令和4年9月30日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5(プロポーザル方式による)	—

地方自治法施行令第167 条の2 第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

NO. 1

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度SNS等における人権侵害に関する啓発冊子の企画、制作及び印刷業務委託

2 契約の相手方

株式会社ブンカ

3 随意契約理由

近年、SNS等における人権侵害は深刻な状況となっており、被害防止のための啓発が急務である。本業務は、積極的にSNS等を利用し始める世代である小学校低学年の児童を主な啓発対象として、手に取って読んで貰いやすい漫画形式の冊子を作成し早期教育として効果的な啓発を行うことを目的として実施するものであり、今般、この目的を達成するため、受注者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する必要があることから、事業者の選定については、公募型プロポーザル（企画競争）方式を採用した。「令和4年度SNS等における人権侵害に関する啓発冊子の企画、制作及び印刷業務委託」事業者選定会議において、提案者3者から受けた企画提案を基準に基づき評価し審査を行った結果、評価点の合計が246点で最も高く、かつ全委員の平均点が60点以上であった株式会社ブンカと契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項第2号

5 担当部署

東成区役所 市民協働課 （電話番号 06-6977-9743）